

千葉県廃棄物処理計画

～平成23年度、平成24年度の各施策の取組み状況～

第8次千葉県廃棄物処理計画進捗状況(H23、H24) 評価一覧

施策体系		H23評価	H24評価	摘要
I 資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進				
1	3Rを推進する県民運動の展開	○	○	
2	市町村との連携の強化	△	△	
3	「知識から実践」を定着させる環境学習等の推進	○	○	
4	排出事業者における廃棄物マネジメントの促進	○	○	
II 資源循環の基盤となる産業づくり				
1	静脈産業の活性化	△	△	
2	優良な産業廃棄物処理業者の育成	○	○	
3	再生資源の利用の促進	○	○	
4	バイオマスの活用の推進	○	○	
5	各種リサイクル法の遵守の指導	○	○	
III 廃棄物の適正処理の確保				
1	適正な廃棄物処理施設の整備と維持管理の確保	○	○	
2	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の電子化の普及促進	△	○	
3	有害廃棄物の適正処理の推進	○	○	
4	災害廃棄物等の処理体制の整備	○	○	

第8次千葉県廃棄物処理計画進捗状況(H23、H24) 評価一覧

施策体系	H23評価	H24評価	摘要
IV 廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶			
1 環境美化意識の向上と実践活動の推進	△	○	
2 廃家電等の処理費用負担に対する意識向上の推進	○	○	
3 産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底	○	○	
4 不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施	○	○	
V 持続可能な資源循環型社会の構築に向けた仕組みづくり			
1 一般廃棄物処理困難物の資源化の検討	△	○	
2 産業廃棄物処理施設の適正な設置と維持管理のあり方の検討	○	○	
3 産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の検討	△	△	
4 産業廃棄物の広域移動の実態把握と対策の検討	△	○	
5 建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進	○	○	
6 産業廃棄物に関する統計情報等の活用による実態把握方法等の検討	○	○	
7 地域の実情に応じた施策や制度の実施に関する国への提案・要望	○	○	

I 資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進		
1 3Rを推進する県民運動の展開		
施策内容	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>資源循環型社会の構築を目指すためには、県民一人ひとりが環境への負荷の低減に配慮したライフスタイルへの転換を図っていくことが重要です。</p> <p>また、廃棄物を有用な「循環資源」として有効利用していくためには、収集から資源化、さらにはその有効利用に至るまで、一連の流れが円滑かつ効率的に展開していく必要があります。</p> <p>そこで、市町村等との連携を図りながら、3Rを推進する県民運動を展開し、新たなライフスタイルへの転換を円滑に進めるための広報啓発や環境づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「ちばレジ袋削減エコスタイル」運動の展開 ○ 「ちば食べきりエコスタイル」運動の展開 ○ 廃棄物の再利用に関する情報ネットワークの構築 ○ 各主体の相互連携の推進 ○ 表彰の実施 	<p>3Rを推進する県民運動として、市町村等と連携・協働して「ちばレジ袋削減エコスタイル」、「ちば食べきりエコスタイル」、を全県的に展開しました。県民に対して、ホームページやチラシ等での「ちばレジエコサポーター」への登録の呼びかけ、「エコスタイルクッキング講座」の開催、事業者への各運動への参加する宣言(サインアップ)の呼びかけを行い、各取組の普及啓発に努めました。</p> <p>また、3Rの推進や廃棄物の適正処理に貢献した者を、千葉県適正処理推進大会において表彰し、資源循環型社会の県民の意識づくりを行いました。</p> <p>(ちばレジ袋削減エコスタイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジエコサポーター登録数: 20,944人(24年3月末) ・サインアップ事業者数: 23社3団体の2,343店舗(24年3月末) <p>(ちば食べきりエコスタイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコスタイルクッキング講座: 2回開催 ・協力事業者登録数: 200(24年3月末) <p>(表彰)</p> <p>一般廃棄物関係 知事感謝状20人 部長感謝状75人 産業廃棄物関係 知事感謝状8人 部長感謝状21人 循環型社会形成推進功労者 知事感謝状3団体 部長感謝状7団体</p>	<p>3Rを推進する運動として、市町村と連携して「ちばレジ袋削減エコスタイル」、「ちば食べきりエコスタイル」、を全県的に展開しました。県民に対しては「ちばレジエコサポーター」への登録の呼びかけ、事業者へは各運動へ参加する宣言(サインアップ)の呼びかけを行い、各取組の普及啓発に努めました。</p> <p>各市町村における不用品の再利用に関する情報発信の方法や取組状況を調査し、最新情報としてホームページに公表しました。</p> <p>また、3Rの推進や廃棄物の適正処理に貢献した者を、千葉県適正処理推進大会において表彰し、資源循環型社会の県民への意識づくりを行いました。</p> <p>(ちばレジ袋削減エコスタイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジエコサポーター登録数: 24,732人(25年3月末) ・サインアップ事業者数: 25社3団体の2,363店舗(25年3月末) <p>(ちば食べきりエコスタイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力事業者登録数: 206(25年3月末) <p>(表彰)</p> <p>一般廃棄物関係 知事感謝状20人 部長感謝状75人 産業廃棄物関係 知事感謝状8人 部長感謝状22人 循環型社会形成推進功労者 知事感謝状3団体 部長感謝状8団体</p>
関係課: 資源循環推進課	取組評価: ○	取組評価: ○

2 市町村との連携の強化		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>県と一般廃棄物の処理責任を担っている市町村とが連携を強化し、一般廃棄物の減量化や資源化をさらに進めていくことが重要です。</p> <p>また、ごみ処理有料化や分別収集の促進など地域住民の理解が不可欠な取組みを進めるためには、先進的な取組み等の情報を共有していくことも必要です。</p> <p>そこで、市町村が行う一般廃棄物の減量化や資源化の促進に関する取組みが円滑に進むよう情報提供や助言などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理有料化の促進 ○ 容器包装廃棄物の完全分別等の促進 ○ 事業系一般廃棄物の削減対策の促進 ○ 市町村との意見交換会・研修会の実施 	<p>市町村と県の意見交換会や、市町村を対象とした廃棄物対策清掃事業研修会を開催し、一般廃棄物処理に係る課題等の情報交換、事例や問題の相互共有を図り、一般廃棄物処理事業が適切に円滑に進むよう情報提供や助言を行いました。</p> <p>また、ごみ処理有料化についての市町村等の状況について把握し、ホームページで公表をしたほか、容器包装廃棄物のリサイクルに関する県民向けのシンポジウムやバスツアーを実施し、市町村が行う一般廃棄物の減量化や資源化への県民理解を深めました。</p> <p>(意見交換会) 千葉県環境衛生促進協議会の全5支部で実施</p>	<p>市町村と県の意見交換会や、市町村を対象とした廃棄物対策事業研修会を開催し、一般廃棄物処理に係る課題等の情報交換、事例や問題の相互共有を図り、一般廃棄物処理事業が適切に円滑に進むよう情報提供や助言を行いました。</p> <p>また、ごみ処理有料化についての市町村等の状況について把握し、ホームページで公表しました。</p> <p>(意見交換会) ・千葉県環境衛生促進協議会の全5支部で実施 ・廃棄物対策清掃事業研修会を1回実施</p>
関係課:資源循環推進課	取組評価:△	取組評価:△

3 「知識から実践」を定着させる環境学習等の推進

施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>ごみの減量化や環境への負荷の低減を図るライフスタイルへの転換を進めるためには、ごみの排出状況やリサイクルの状況などを広く県民等に理解してもらうことが重要であることから、廃棄物の現状に関する普及活動を継続的に行っていくことが必要です。</p> <p>そこで、県や市町村等が行う県民(市民)等を対象とした学習の機会などを活用した環境学習等を推進します。</p> <p>○ 知識から実践を定着させる環境学習の推進 ○ 産業廃棄物に関するコミュニケーションづくり</p>	<p>県民自らの体験を通して循環型のライフスタイルについて考える機会を提供するため、循環型社会体験ツアーやエコスタイルクッキング講座を開催しました。</p> <p>また、生涯大学校等で廃棄物と資源循環についての講座を実施したほか、日常生活と関わりの薄い産業廃棄物処理について県民の理解を深めるため、県民、事業者、行政によるシンポジウムを2回開催しました。(シンポジウムの第1回は東日本大震災の経験から、特別企画として災害廃棄物の処理をテーマとして開催)</p> <p>(環境学習) ・循環型社会体験ツアー 2回 ・エコスタイルクッキング講座 2回 ・生涯大学校出前講座 6回</p> <p>(シンポジウム) 第1回:千葉市内:参加者 約200名 テーマ:特別企画「日本の災害廃棄物処理の現状と課題」 第2回:千葉市内:参加者 約100名 テーマ:「知ろう、考えよう! 私たちの生活と産業廃棄物」</p>	<p>生涯大学校等で廃棄物と資源循環についての講座を実施し、循環型ライフスタイルについて考える機会を提供しました。</p> <p>また廃棄物処理業の許可業者を対象に、産業廃棄物処理についての理解を深めるとともに、適正処理の推進を図るためセミナーを開催しました。</p> <p>(環境学習) ・生涯大学校出前講座 8回</p> <p>(処理業者セミナー) 内容:放射性物質汚染対処特措法など 第1回:千葉市内(参加者 541名) 第2回:千葉市内(参加者 397名)</p>
関係課:資源循環推進課	取組評価:○	取組評価:○

4 排出事業者における廃棄物マネジメントの促進		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>『もの』の製造、流通、販売などを行う事業者(排出事業者)は、企業の社会的責任を果たす上からも、自ら廃棄物の排出抑制や資源化に率先して取り組むことが求められています。</p> <p>また、事業活動に伴い排出される廃棄物については、その適正な処理に責任を持って対応する必要があります。</p> <p>そこで、排出事業者に対し、処理責任を適切に果たし、廃棄物の排出抑制や資源化に向けた自主的な取組みが促進されるよう指導や啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排出抑制等に関する指導の実施 ○ 多量排出事業者による減量等処理計画に関する情報の公開 ○ 中小零細排出事業者に対する排出抑制・減量化に向けた普及啓発の実施 ○ 排出事業者による適正な委託処理の確保 	<p>多量排出事業者から提出される廃棄物処理計画及び処理実績報告について、千葉県ホームページで公開すると共に、提出された廃棄物処理計画に基づき、排出抑制とリサイクルが進むように事業者を指導しました。</p> <p>中小零細事業者に対しては、排出抑制・減量化に向けた助言を行うアドバイザー事業について検討しました。</p> <p>また、排出事業者による処理責任が適正に果たされるよう、排出事業者団体の講習会に県職員を講師として派遣することや、産業廃棄物排出事業場の立入検査を実施することにより、法の周知や廃棄物の適正処理の指導を実施しました。</p> <p>(23年度多量排出事業者報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事業者 417社(政令市分除く) 普通産廃284件、特管産廃134件 ・多量排出事業者 排出量計 11,956千トン(排出事業者指導) ・事業場立入数 1,779件 ・講習会 2回 	<p>多量排出事業者から提出される廃棄物処理計画及び処理実績報告について、千葉県ホームページで公開するとともに、提出された廃棄物処理計画に基づき、排出抑制とリサイクルが進むように事業者を指導しました。</p> <p>また、排出事業者による処理責任が適正に果たされるよう、排出事業者団体の講習会に県職員を講師として派遣することや、産業廃棄物排出事業場の立入検査を実施することにより、法の周知や廃棄物の適正処理の指導を実施しました。</p> <p>(24年度多量排出事業者報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事業者 442件(政令市分除く) 普通産廃321件、特管産廃121件 ・多量排出事業者 排出量計 11,015千トン(排出事業者指導) ・事業場立入数 1,438件 ・講習会 2回
関係課:資源循環推進課、廃棄物指導課	取組評価:○	取組評価:○

Ⅱ 資源循環の基盤となる産業づくり

1 静脈産業の活性化

施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>廃棄物が可能な限り環境への負荷の低減を図りながら適正に再生利用(リサイクル)され、かつ、再生された資源が円滑に循環して利用されていくためには、廃棄物の再生利用を担ういわゆる『静脈産業』の果たす役割は非常に大きく、その活性化は安定的な適正処理の確保に加え、経済の活性化にもつながります。</p> <p>そこで、本県における既存施設やインフラを活用したリサイクルの促進方策の検討など、『静脈産業』の活性化を促進します。</p>	<p>静脈産業の活性化のため、事業者を対象とした先進的なリサイクル技術の普及促進に向けた研修会を「廃棄物からのエネルギー回収」をテーマに開催しました。</p> <p>なお、既存施設やインフラを活用したリサイクル方策の検討やエコタウンプラン施設との連携については、社会情勢の影響を受け、休止を余儀なくされる施設があったことから、近隣企業との連携を進めることが出来ませんでした。</p>	<p>産業廃棄物の適正処理及びリサイクルを確実なものとするため、「小型電子機器のリサイクル」をテーマに研修会を開催しました。</p> <p>なお、既存施設やインフラを活用したリサイクルの方策の検討やエコタウンプラン施設との連携については、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故などの影響が続き、休止する施設があったことから、近隣企業との連携を深めることができませんでした。</p> <p>千葉県産業廃棄物協会が実施する研修会へ講師として出席するなどの支援を行うとともに、同協会が実施している各種検討会へ出席し、意見交換会を行うなど協会事業に対して支援を行いました。</p>
関係課: 資源循環推進課	取組評価: △	取組評価: △

2 優良な産業廃棄物処理業者の育成		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>排出事業者が処理責任を適切に果たすためには、数多い産業廃棄物処理業者の中から廃棄物の種別や処理方法等に応じて適正な処理を行っている業者を選定していく必要があります。</p> <p>そこで、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選定する一助とするため、優良な産業廃棄物処理業者の育成や必要な情報の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価制度の活用 ○ 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可延長制度の普及促進 ○ 産業廃棄物処理業者の自主的な情報公開の促進 	<p>従来の産業廃棄物処理業者の優良性評価制度に代わり、排出事業者が優良な処理業者を選択することができるよう、平成23年度から優良産廃処理業者認定制度が創設されました。</p> <p>各種説明会等において認定による許可延長に関する情報提供を行い、認定制度の普及促進を図るとともに、同制度に基づき認定申請があった事業者に対しては速やかに審査を行い、認定を行いました。</p> <p>また、排出事業者が適正処理に必要な情報が入手できるよう、事業者への説明会等の場において、法に基づく情報公開の必要性のほか、自主的な情報公開の有意性について助言、指導をしました。</p> <p>(H23優良認定事業者数) 収集運搬業 49社 中間処理業 6社</p>	<p>従来の産業廃棄物処理業者の優良評価制度に代わり、排出事業者が優良な処理業者を選択することができるよう、平成23年度から廃棄物処理法に優良産廃処理業者認定制度が創設されました。同制度に基づく認定申請があった事業者に対しては速やかに審査を行い、認定を行いました。</p> <p>また、各種説明会等において認定による許可延長に関する情報提供を行い、認定制度の普及促進を図りました。</p> <p>排出事業者への説明会等の場において、法に基づく情報公開の必要性のほか、自主的な情報公開について指導し、排出事業者が適正処理に必要な情報が入手できるよう制度の周知を図りました。</p> <p>(H24優良認定事業者数) 収集運搬業 41社</p>
関係課: 廃棄物指導課	取組評価: ○	取組評価: ○

3 再生資源の利用の促進		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>循環型社会への転換をさらに進めるためには、再生資源として生成されるせいひんの品質向上や市場ニーズを踏まえた製品開発などが求められる一方で、適正な再生資源が継続して利用される環境を整えることが大切です。</p> <p>そこで、関係団体や市町村などと連携を図りながら、廃棄物由来の再生資源がより一層利用されるよう取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入の推進 ○ 焼却灰を利用した溶融スラグ・エコセメントの利用 ○ 建設副産物に係る再生利用等の促進 ○ 鉄鋼スラグ再生品等の安定した利用方法等の検討 ○ 下水汚泥等の資源化利用の推進 ○ 畜産廃棄物等の利用方法の検討 ○ 農業用廃プラスチックの適正処理の推進 	<p>県の機関において、環境に配慮した物品の優先購入（グリーン購入）を推進するため、グリーン購入法第10条の規定により、平成23年度環境配慮物品調達方針を策定しました。</p> <p>また、建設副産物、鉄鋼スラグ、溶融スラグ等の廃棄物からの再生資源について、それぞれの品質を踏まえた利用促進に取り組みました。</p> <p>○建設副産物の利用促進 平成21年3月に策定された「千葉県建設リサイクル推進計画2009」に則り、平成25年度を目標年次とする再資源化・縮減率の目標値(97%)を設定し、千葉県建設副産物対策協議会等を設置し、情報共有と調査検討を行い、目標達成に向けた活動を行いました。 H23再資源化、縮減率 実績値 95.3%</p> <p>○溶融スラグ アスファルト混合物の細骨材として、一定規模以上の県発注工事における仕様を義務付けるとともに、県の環境配慮物品調達方針の対象物品として指定しています。県内の溶融スラグ生産施設における、溶融スラグ生産量及び有効利用等について実態を把握しました。 ・溶融スラグの有効利用量、利用率 20,177トン、81.7% (うち、県工事での有効利用量:6,767トン)</p> <p>○エコセメント 県公共工事での利用を推進しているが、市原エコセメントが放射能の問題で操業停止しており、東京たまエコセメントより調達して利用しました。 ・エコセメントの県工事での使用量:15,000トン</p>	<p>県の機関において、環境に配慮した物品の優先購入（グリーン購入）を推進するため、グリーン購入法第10条の規定により、平成24年度環境配慮物品調達方針を策定しました。</p> <p>また、建設副産物、鉄鋼スラグ、溶融スラグ等の廃棄物からの再生資源について、それぞれの品質を踏まえた利用促進に取り組みました。</p> <p>○建設副産物の利用促進 平成21年3月に策定された「千葉県建設リサイクル推進計画2009」に則り、建設廃棄物の再資源化・縮減率と建設発生土の有効利用率の向上に努めてきた結果、平成25年度を目標年次とするそれぞれの率は、目標97%に対し96.4%(速報値)、目標88%に対し、84.0%(速報値)でした。千葉県建設副産物対策協議会を活用し、建設副産物に対する諸課題について情報共有するとともに、目標達成に向けた会員の資質の向上を目指し講習会の開催等の活動を行いました。</p> <p>○溶融スラグ 溶融スラグはアスファルト混合物の細骨材として、県発注の舗装工事における使用を義務付けるとともに、県の環境配慮物品調達方針対象物品として指定しています。JIS規格が定められている溶融スラグ、エコセメント等を「資源循環型社会」の形成に向けた新材料として、土木工事共通仕様書に記載しました。 ・溶融スラグの有効利用量、利用率 21,395トン、74.2% (うち、県工事での有効利用量:9,529トン)</p> <p>○エコセメント 県公共工事での利用を推進しているが、市原エコセメントが放射能の問題で操業影響しており、東京たまエコセメントより調達して利用しました。 ・エコセメントの県工事での使用量:13,699トン</p>

施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
	<p>○鉄鋼スラグ JIS規格が定められている道路用スラグをはじめ環境配慮物品調達方針の指定物品とされている鉄鋼スラグ関連の材料を広く利用しました。 ・鉄鋼スラグの県工事での使用量:24,000トン</p> <p>○下水汚泥 下水汚泥を石炭に代わる代替燃料として有効活用する固形燃料化施設の建設に着手する予定でしたが、福島第一原子力発電所の事故の影響により、下水汚泥から放射性物質が検出され、予定どおりの事業着手が困難となったため、当分の間、着手を見合わせる事となりました。</p> <p>○畜産堆肥 畜産堆肥を石炭代替燃料として利用する試験を実施すると共に、ボイラー等への利用拡大に向けた燃焼試験を実施しました。また、本取組により削減される二酸化炭素をクレジット化するための協議を行いました。</p> <p>○農業用廃プラスチック 農業用廃プラスチック対策協議会と連携し、回収体制の強化、適正搬出の啓発指導を行いました。 ・実績:農業用廃プラ回収量2,960トンから再生資源(グラスシュ)1,078トンを生成</p>	<p>○鉄鋼スラグ 鉄鋼スラグについても種類・用途・規格について土木共通仕様書に規定しており、利用促進に努めました。 ・鉄鋼スラグの県工事での使用量:(調査未実施)</p> <p>○下水汚泥 下水汚泥を石炭に代わる代替燃料として有効活用する固形燃料化施設に建設着手する予定でしたが、このたびの福島第一原子力発電所の事故の影響により、下水汚泥から放射性物質が検出され、予定どおりの事業着手を見合わせております。</p> <p>○畜産堆肥 畜産堆肥を燃料として本格的にセメントキルンにおいて利用を開始するとともに、J-VERの発行を行い、クレジット販売活動及びマッチングイベント等に参加しました。</p> <p>○農業用廃プラスチック 県廃プラスチック対策協議会及び市町村同協議会と連携し、回収体制の強化、適正排出の啓発指導を行いました。 ・実績 農業用廃プラスチック2,754トンから再生資源(グラスシュ)858トン生成・販売した。</p>
関係課:環境政策課、資源循環推進課、技術管理課、下水道課、生産販売振興課	取組評価:○	取組評価:○

4 バイオマスの活用の推進		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>県内に豊富に存在している畜産廃棄物、食品残さ、林地残材等の様々なバイオマスを有効活用するため、平成21年に制定されたバイオマス活用推進基本法に基づく千葉県バイオマス活用推進計画に沿って、必要な基盤の整備、バイオマスの原料利用の拡大、バイオマス製品の利用の促進などを図ります。</p>	<p>千葉県バイオマス利用推進計画に基づき、バイオマスの普及推進に必要な事業者及び県民の理解促進のため、情報交換会及び講演会を開催しました。</p> <p>また、バイオマス製品の利用拡大を図るため、アグリビジネス創出フェア2011を始めとして、20あまりのイベントでバイオマス製品の展示を行い、普及に努めました。</p>	<p>バイオマスの理解を促進し、波及効果を期待するため、対象を絞り込んだ小人数の実習を含めた研修会を開催しました。</p> <p>また、バイオマス製品の利用拡大と木質プラスチック素材の用途拡大を図るため、各種工業展等への出店を行い、普及と企業とのマッチングに努めました。</p>
関係課：資源循環推進課	取組評価：○	取組評価：○
5 各種リサイクル法の遵守の指導		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)などの各種リサイクル法への対応について、機会を捉えて事業者への積極的な取組を促すとともに、県内のリサイクル状況の把握に努めます。</p> <p>また、各種リサイクル法に基づく指導を徹底し、リサイクルの促進を図ります。</p>	<p>各種リサイクル法について、法に基づく指導や状況把握に取り組み、適正なりサイクルの促進を図りました。</p> <p>○家電リサイクル法 家電製品の適正処理に係る啓発を実施するとともに、22年度の廃家電不法投棄の状況について取りまとめ、国に報告しました。また、特に地上デジタル化に伴う不法投棄を未然に防止するため、千葉県ホームページ等で情報提供すると共に、9都県市で連携した啓発に取り組みました。</p> <p>○容器包装リサイクル法 市町村分別収集計画に基づく22年度分別収集報告をとりまとめ、国へ報告しました。</p> <p>○食品リサイクル法 国と連携し、自治体・事業者向けリーフレットを配布し、関係者の積極的な取組を促しました。また、関東農政局のエコフィード関係会議に出席し、食品リサイクルの取組状況の情報交換を行いました。</p>	<p>各種リサイクル法について、法に基づく指導や状況把握に取り組み、適正なりサイクルの促進を図りました。</p> <p>○家電リサイクル法 家電製品の適正処理に係る啓発を実施するとともに、23年度の廃家電不法投棄の状況について取りまとめ、国に報告しました。</p> <p>○容器包装リサイクル法 市町村分別収集計画に基づく23年度分別収集報告を取りまとめ、国に報告しました。</p> <p>○食品リサイクル法 国(農林水産省・環境省)と連携し、事業者向けリーフレットを配布し、関係者の積極的な取組を促しました。また関東農政局のエコフィード関係会議に出席し、食品リサイクル(飼料化)の取組状況の情報交換を行いました。</p>

施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
	<p>○建設リサイクル法 法に基づく通常パトロールの他、建設、環境合同による春秋の全国一斉パトロールを実施しました。また、法に係る情報伝達・実効性の確保についての会議を2回開催しました。</p> <p>○自動車リサイクル法 各事業者に対して立入検査を行い、施設の維持管理や使用済み自動車の取扱状況等の確認を行い、指導の徹底を図りました。 ・立入件数 1,147件</p>	<p>○建設リサイクル法 建設リサイクル法に基づく通常のパトロールのほか、建設及び環境部局合同による春秋の全国一斉パトロールを実施し、指導の徹底を図りました。また、法に係る情報伝達・実効性の確保についての会議を1回開催しました。</p> <p>○自動車リサイクル法 県内各事業者に対して立ち入り検査を行い、施設の維持管理や使用済み自動車の引き取り・引き渡し状況等の確認を行い、指導の徹底を図りました。 ・立ち入り件数 1,067件</p> <p>○小型家電リサイクル法 25年4月の法施行に向け、市町村説明会の開催等制度の周知に努めました。</p>
関係課：資源循環推進課、廃棄物指導課、技術管理課、農村環境整備課	取組評価：○	取組評価：○

Ⅲ 廃棄物の適正処理の確保

1 適正な廃棄物処理施設の整備と維持管理の確保

(1) 一般廃棄物処理施設関係

施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>市町村の一般廃棄物処理施設については、既存施設の多くが老朽化への対応を検討しなければならない時期を迎えており、今後のごみの排出量の状況の変化や低炭素社会との関係を考慮した施設の整備・更新や適正な維持管理を進めていく必要があります。</p> <p>そこで、市町村に対し、一般廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な整備・更新や維持管理が行われるよう、必要な情報の提供や助言を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域化・集約化による施設整備の促進 ○ 市町村における廃棄物処理施設の整備の促進 ○ 低炭素社会の形成に資する新たな施設整備の促進 ○ 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理の推進 ○ 維持管理情報の公表 	<p>市町村等が一般廃棄物処理施設整備を行う際には、地域の実情を踏まえて必要に応じて広域処理体制の構築に向けた調整を行うよう助言をするとともに、施設の更新に伴い廃止されたごみ処理施設については、安全性の確保と敷地の有効利用の観点から、倒壊の恐れのある施設の早期の解体撤去を促し、国の制度である循環型社会形成推進交付金を活用し、環境負荷の少ない施設の整備が実施されるよう指導しています。</p> <p>また、市町村及び民間事業者が設置している一般廃棄物処理施設に対して立入検査を実施し、施設の維持管理及び廃棄物の処理について適正に行われているか確認、指導をしました。特に、焼却施設と最終処分場については、施設から発生する焼却灰や放流水等について県において採取・分析検査を行い、適切な状況であるかを確認しました。</p> <p>(一般廃棄物処理施設) 立入り件数 156件(うち、指導件数5件)</p>	<p>市町村等が一般廃棄物処理施設整備を行う際には、地域の実情を踏まえて必要に応じて広域処理体制の構築に向けた調整を行うよう助言をするとともに、施設の更新に伴い廃止されたごみ処理施設については、安全性の確保と敷地の有効利用の観点から、倒壊の恐れのある施設の早期の解体撤去を促し、国の制度である循環型社会形成推進交付金を活用し、環境負荷の少ない施設の整備が実施されるよう指導しています。</p> <p>市町村等が設置している一般廃棄物処理施設に対して、適正な維持管理等が行われているか確認するため、立入検査を実施しました。</p> <p>特に焼却施設と最終処分場については、焼却灰や放流水等について分析検査を行い、適切な状況であることを確認しました。</p> <p>(一般廃棄物処理施設) 立入件数 135件(うち 指導件数5件)</p>
関係課:資源循環推進課、廃棄物指導課	取組評価:○	取組評価:○

(2)産業廃棄物処理施設関係		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>産業廃棄物処理施設は、適正な廃棄物処理を確保する上で必要不可欠な施設であり、安全性を確保しつつ適切に整備されることが重要です。</p> <p>また、生活環境への支障が生じないように、適正な維持管理等を確保する必要があります。</p> <p>さらに、最終処分によらない処理方法の一つとして、低炭素社会の取組みにもつながる熱回収による廃棄物処理の促進が必要です。</p> <p>そこで、産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きを適切に行うとともに、適正な維持管理を確保するため、事業者に対し必要な指導等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 熱回収が可能な施設に係る認定制度の普及促進 ○ 廃プラスチック類の熱回収利用の促進 ○ 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保 ○ 産業廃棄物処理施設における適正処理の確保 ○ 維持管理情報の公表 	<p>産業廃棄物処理施設の設置に際しては、廃棄物処理法及び「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、施設設置に係る手続きを適切に行いました。</p> <p>既存の中間処理及び最終処分業者の産業廃棄物処理施設に対しては、定期検査のほか、適宜立入検査を実施し、適正な維持管理、廃棄物の適正処理について指導しました。</p> <p>また、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の適正な処理の徹底を図るため、処理業者セミナー等を実施しました。</p> <p>H23年度から創設された熱回収施設認定制度の周知をホームページ等により行っており、廃棄物焼却施設を設置する事業者から相談があれば、必要な手続き等の説明を行い、事業者による制度の活用を促しました。</p> <p>(立入り等の実績) H23立入検査の実施件数 266件(指導 53件) H23定期検査の実施件数 中間処理施設 16件、 最終処分場 6件</p> <p>(熱回収施設認定) H23県内認定事業者数 2社</p>	<p>産業廃棄物処理施設の設置に際しては、廃棄物処理法及び「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、施設設置に係る手続きを適切に行いました。</p> <p>中間処理業者及び最終処分業者の産業廃棄物処理施設に対しては、重点的に立入検査を実施し、生活環境を保全するうえで支障が生じないよう指導を行いました。</p> <p>また、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の適正な処理の徹底を図るため、処理業者セミナー等を実施しました。産業廃棄物処理施設に対し、定期検査のほか、適宜立入検査を実施し、適正な維持管理、廃棄物の適正処理について指導しました。</p> <p>熱回収施設については、熱回収施設認定制度の周知をホームページ等により行っており、廃棄物焼却施設を設置する事業者から相談があれば、必要な手続き等の説明を行い、事業者による制度の活用を促しました。</p> <p>(立入り等の実績) H24立入検査の実施件数 351件(指導 183件) H23定期検査の実施件数 中間処理施設 5件、 最終処分場 1件</p> <p>(熱回収施設認定) H24県内認定事業者数 2社(24年度末現在)</p>
関係課:廃棄物指導課	取組評価:○	取組評価:○
2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の電子化の普及促進		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>電子マニフェスト制度は、産業廃棄物管理票の偽造を防止し、廃棄物処理の流れが簡便に把握できるようになることから、不適正処理の防止や原因者の特定の迅速化につながるなど、適正処理を進める上で非常に効果的な制度です。</p> <p>また、事業者にとっても情報管理の合理化や業務の簡素化につながることも期待されます。</p> <p>そこで、関係団体との連携を図りながら、引き続き電子マニフェスト制度の普及促進に努めます。</p>	<p>講習会等で排出事業者及び処理業者を対象に電子マニフェスト制度の説明を行い、9都県市で作成している電子マニフェストの普及・促進、啓発用パンフレットを講習会や研修会などで配布し普及を促しました。</p> <p>(電子マニフェスト普及率) 千葉県の電子マニフェスト普及率:31.9% 全国の電子マニフェスト普及率:21.5% (平成22年度末 ※23年度末現在の普及率は集計中)</p>	<p>ホームページへの情報掲載、関係団体等への研修会の周知及び9都県市で作成しているパンフレットの配布を行い、制度の普及を促しました。</p> <p>(電子マニフェスト普及率) 千葉県の電子マニフェスト普及率:41.7% 全国の電子マニフェスト普及率:30.1% (平成23年度末 ※24年度末現在の普及率は集計中)</p>
関係課:廃棄物指導課	取組評価:△	取組評価:○

3 有害廃棄物の適正処理の推進		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>PCB廃棄物、アスベスト廃棄物及び感染性廃棄物等の有害廃棄物は、不法投棄や不適正処理が行われた場合に、生活環境や人体への深刻な影響が懸念されることから、その処理に当たっては、特に適正な処理が求められます。</p> <p>そこで、有害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、排出事業者及び処理業者に対して必要な指導や情報の提供を行います。</p> <p>○ PCB廃棄物の適正処理の推進 ○ アスベスト廃棄物の適正処理の推進 ○ 感染性廃棄物等の適正処理の推進</p>	<p>各種有害廃棄物については、排出事業者及び処理業者に対して、それぞれの状況に応じた必要な指導や情報の提供を行いました。</p> <p>○PCB廃棄物 PCB廃棄物の処分期限までの処分と適正保管について、講習会やホームページなどを通じて広報するとともに、PCB特別措置法に基づく届出指導やPCB廃棄物を保管する事業場への立入検査を行いました。 また、微量PCB混入電気機器等の把握が促進されるよう、分析費用等に対して補助金を交付しました。 ・PCB届出件数 1,906件 ・立入り事業場数 459事業場 ・分析費補助金 11件 計449,750円</p> <p>○アスベスト廃棄物 「アスベスト廃棄物発生事業場監視指導要領」に基づき、排出事業場の立入検査等を実施し、適正処理について指導しました。 また、県ホームページでアスベスト廃棄物の適正処理の情報を提供し、さらに、事業者の団体の講習会に県職員を講師として派遣し法改正等の説明(1回)を行いました。 さらに、アスベスト対策の強化に関する国への要望を実施しました。 ・立入り事業場数 130件</p> <p>○感染性廃棄物 各保健所で実施している病院等への医療監視に同行し、医療機関から排出される感染性廃棄物の適正処理を指導しました。 また、市町村が処理を行っている一般家庭から排出される医療系廃棄物について、市町村との意見交換会でテーマとして取り上げ、その取扱いについて情報交換を行いました。 ・医療関係機関立入件数 105件</p>	<p>各種有害廃棄物については、排出事業者及び処理業者に対して、それぞれの状況に応じた必要な指導や情報の提供を行いました。</p> <p>○PCB廃棄物 PCB廃棄物の処分期限までの処分と適正保管について、ホームページなどを通じた情報提供、PCB特別措置法第8条に基づく届出やPCB廃棄物を保管する事業場への立入検査に際しての指導を行いました。</p> <p>・PCB届出件数 1,980件 ・立入り事業場数 575事業場</p> <p>○アスベスト廃棄物 「アスベスト廃棄物発生事業場監視指導要領」に基づき、排出事業場の立入検査等を実施し、適正処理について指導しました。 また、県ホームページでアスベスト廃棄物の適正処理の情報を提供するとともに、事業者の団体の講習会に県職員を講師として派遣し適正処理について説明を行いました。 さらに、アスベスト対策の強化に関する国への要望を実施しました。 ・立入り事業場数 139件</p> <p>○感染性廃棄物 各保健所で実施している病院等への医療監視に同行し、医療機関から排出される感染性廃棄物の適正処理を指導しました。</p> <p>・医療関係機関立入件数 111件</p>
関係課:資源循環推進課、廃棄物指導課	取組評価:○	取組評価:○

4 災害廃棄物等の処理体制の整備		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>災害発生時には、大量の廃棄物が発生し、その排出方法や処理方法に混乱が生ずるおそれがあることから、災害時の円滑な廃棄物処理が行えるよう災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。</p> <p>また、海岸等に漂着するごみについても、生活環境への支障を及ぼさないよう適正な処理を行う必要があることから、その処理体制の整備に努めます。</p> <p>○ 災害廃棄物処理体制の整備 ○ 海岸漂着物等の処理の推進</p>	<p>平成23年3月に発生した東日本大震災では、県内で発生した大量の災害廃棄物について、県では処理を行う市町村に対して情報提供や助言等の支援を行うとともに、特に被害が大きかった旭市については、県が結んでいる災害時の各種協定等に基づいた各市町村・関係団体の協力体制のもとで、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が行われました。</p> <p>また、市町村との意見交換会において、東日本大震災を踏まえた課題等の情報交換を行うとともに、市町村の災害廃棄物処理計画について未策定の市町村には早期の策定を求めました。</p> <p>海岸漂着物の処理の推進について、千葉県海岸漂着物対策地域計画に選定した重点5区域の内、4区域(館山市、鴨川市、木更津市、いすみ市)の漂着物の回収処理を実施し、海岸の良好な景観と環境保全を図りました。</p> <p>(東日本大震災における県内災害廃棄物発生量) H23年度災害廃棄物発生量: 12万6千トン H23年度処理量: 9万7千トン</p>	<p>平成23年3月に発生した東日本大震災に関して、平成24年度も引き続き災害廃棄物の処理を実施している市町村等に対して、情報提供や助言等の支援を行いました。</p> <p>また、東日本大震災での災害廃棄物処理得られた教訓等を踏まえて、今後の大規模災害に備え、市町村の円滑な災害廃棄物処理を支援するため、「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」を平成25年3月に作成しました。</p> <p>海岸漂着物の処理の推進について、千葉県海岸漂着物対策地域計画に選定した重点5区域の内、4区域(館山市、鴨川市、富津市、いすみ市)の漂着物の回収処理(466㎡)を実施し、海岸の良好な景観と環境保全を図りました。</p> <p>(東日本大震災における県内災害廃棄物発生量) 発生推計量: 約13万8千トン H23年度～平成24年度処理量: 13万1千トン</p>
関係課:資源循環推進課	取組評価:○	取組評価:○

IV 廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶

1 環境美化意識の向上と実践活動の促進

施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>ごみの散乱は景観を損ねるだけでなく、腐敗や悪臭などにより生活環境に支障を及ぼすおそれもあることから、ごみの散乱等を未然に防止することが重要です。</p> <p>そこで、ごみの散乱等を防止するため、市町村等の関係機関・団体と連携を図りながら環境美化意識の向上と実践活動を推進します。</p> <p>○ 環境美化意識の向上と実践活動の推進 ○ ごみの散乱等の防止対策の促進</p>	<p>各市町村のいわゆるポイ捨て禁止条例の制定状況を把握し、千葉県ホームページで公表しています。</p> <p>また、5月29日の一斉清掃日を中心に、全市町村で「ゴミゼロ運動」を実施する予定でしたが、雨天のため15市町村で中止となり、39市町村で実施しました。</p> <p>(ポイ捨て禁止条例) 条例制定済 44市町村 (ごみゼロ運動) ・参加者:29万9千人が参加 ・ごみ収集量:479トン</p>	<p>各市町村のいわゆるポイ捨て禁止条例の制定状況を把握し、千葉県ホームページで公表しています。</p> <p>5月27日の一斉清掃日を中心に、全市町村で「ごみゼロ運動」を実施しました。</p> <p>(ごみゼロ運動) ・参加者:59万9千人 ・ごみ収集量:816トン</p>
関係課:資源循環推進課	取組評価:△	取組評価:○

2 廃家電等の処理費用負担に対する意識向上の推進

施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの廃家電の不法投棄事例が後を絶たない状況が続いていますが、その一因として、不要となった廃家電のリサイクル料金の負担が挙げられています。</p> <p>また、地上デジタル放送への完全移行に伴い、不要となったテレビの不法投棄が増加する懸念があります。</p> <p>そこで、適正なリサイクル費用の負担について県民の理解促進を図るとともに、不法投棄を防止するための制度改正等について、国へ働きかけます。</p> <p>○ リサイクル費用の負担に係る普及啓発 ○ 家電リサイクル法に関する国への要望</p>	<p>家電リサイクルに関する各種ポスター、パンフレットを各市町村等に配布し、千葉県ホームページで関連情報を提供するとともに、特に地上デジタル化を控えたテレビについては、九都県市でも連携して普及啓発に取り組みました。</p> <p>また、国に対し、家電リサイクル法の対象機器の拡大及び不法投棄防止を呼びかける普及啓発を展開するよう要望しました。</p> <p>・H23県内不法投棄台数(4品目合計) 11,394台</p>	<p>不法投棄の防止に向け、県民、市町村等への情報提供を行いました。</p> <p>また、国に対し、リサイクル料金の前払い制度の検討及び不法投棄防止を呼びかける普及啓発を展開するよう要望しました。</p> <p>対象機器の拡大については、小型家電リサイクル法が成立したことから、しばらく動向を見守ることとしました。</p> <p>・H24県内不法投棄台数(4品目合計) 8,361台</p>
関係課:資源循環推進課	取組評価:○	取組評価:○

3 産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>産業廃棄物などがいったん不法に投棄されると完全な原状回復が難しく、周辺の自然環境や生活環境への支障が生ずるおそれがあり、投棄された産業廃棄物の種類や性状によってはその影響は深刻となるため、不法投棄を未然に防止することが大切です。</p> <p>そこで、産業廃棄物の不法投棄を防止するため、引き続き、市町村等との連携を図りながら、徹底した監視活動に取り組みます。</p> <p>また、廃棄物処理に関する不適正処理が行われた場合には、行為者に対して適正な処理を行うよう必要な指導を行うとともに、悪質な行為者に対しては、廃棄物処理法等に基づく行政処分等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄監視の徹底 ○ 不適正処理に対する指導の徹底 ○ 悪質な行為者等に対する行政処分の実施 	<p>不法投棄の監視について、廃棄物指導課の監視パトロールと併せて民間警備会社へ委託することで24時間・365日の監視活動を実施しました。</p> <p>また、市町村職員(44市町村371人)に不法投棄現場等への立入検査権限を付与するとともに、県の出先機関、市町村及び警察などで構成する地区連絡会議において情報交換や合同パトロールを実施するなどの取組により不法投棄の未然防止を図りました。</p> <p>不適正処理への指導について、事業場への立入検査を実施し、その結果確認された不適正処理等について、早急に適正な処理を行うよう指導を行い、悪質な行為者に対しては、法に基づき改善命令や取消処分等を行いました。</p> <p>(立入検査、処分実績) 立入検査: 1691件(延べ件数) 処分実績: 改善命令1件、業務停止1件、許可取消15件、告発2件</p>	<p>不法投棄の監視について、廃棄物指導課の監視パトロールと併せて民間警備会社への委託により24時間・365日の監視活動を実施しました。</p> <p>また、市町村職員(44市町村371人)に不法投棄現場等への立入検査権限を付与するとともに、県の出先機関、市町村及び警察などで構成する地区連絡会議において情報交換や合同パトロールを実施するなどの取組により不法投棄の未然防止を図りました。</p> <p>事業場への立入検査を述べ2,055件実施し、その結果確認された不適正処理等について、早急に適正な処理を行うよう指導を行い、悪質な行為者に対しては、法に基づき改善命令や取消処分等を行いました。</p> <p>(立入検査、処分実績) 立入検査: 2,055件(延べ件数) 処分実績: 措置命令1件、改善命令2件、業務停止2件、許可取消18件、告発5件</p>
関係課: 廃棄物指導課	取組評価: ○	取組評価: ○

4 不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>不法投棄等の不適正処理が行われてしまった廃棄物については、周辺環境へ支障を生じさせないよう、その違反行為者等において適正な管理と早急な改善措置を行わせることが必要です。</p> <p>そこで、違反行為者等に対して、周辺環境への支障を生じさせないよう適正な管理と改善措置を行わせるとともに、違反行為者等が判明しない場合等で周辺環境への支障を防止する緊急の必要が生じたときは、行政代執行による支障の除去を行います。</p> <p>○ 不法投棄廃棄物の撤去等の指導の徹底 ○ 不法投棄廃棄物の適切な管理の徹底 ○ 不法投棄廃棄物の支障除去対策の実施</p>	<p>不法投棄された産業廃棄物については、行為者に対し撤去指導を行うとともに、排出事業者の特定に努めました。</p> <p>また、行為者等に対しては、不法投棄廃棄物の撤去指導に併せて、撤去までの間に周辺環境へ支障を生じさせないよう適正な管理を指導しました。</p> <p>過去に大規模不法投棄された現場のうち、専門家の意見を踏まえて、住民の生活環境への支障が懸念される16か所については、県が環境調査を実施しました。</p>	<p>不法投棄された産業廃棄物については、行為者に対し撤去指導を行うとともに、排出事業者の特定に努めました。</p> <p>また、行為者等に対しては、不法投棄廃棄物の撤去指導に併せて、撤去までの間に周辺環境へ支障を生じさせないよう適正な管理を指導しました。</p> <p>さらに生活環境保全上の著しい支障が認められた箇所(1箇所)について、行政代執行による撤去を行いました。</p>
関係課: 廃棄物指導課	取組評価: ○	取組評価: ○

V 持続可能な循環型社会の構築に向けた仕組み作り		
1 一般廃棄物処理困難物の資源化の検討		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>家庭から排出される廃棄物の内、市町村による処理が困難な廃棄物(処理困難物)に関し、市町村における現状や課題などを確認しながら新たな資源化や適正処理の仕組みなどについて必要な検討を行います。</p>	<p>市町村との意見交換会で、一般廃棄物処理困難物についてテーマとして意見交換を行い、県内市町村の取扱状況等について、情報収集を行いました。</p>	<p>市町村における処理困難物の扱いの現状や課題等を調査し、適正かつ効率的に処理するための枠組みについて検討を行った。</p>
関係課: 資源循環推進課	取組評価: △	取組評価: ○
2 産業廃棄物処理施設の適正な設置と維持管理のあり方の検討		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>廃棄物の発生抑制等に努めてもなお発生する産業廃棄物については、環境への負荷の低減を図りながら適正処理を確保することが重要であり、そのための産業廃棄物処理施設の整備は不可欠です。</p> <p>一方、最終処分場をはじめとする産業廃棄物処理施設については、周辺住民における不信感や不安感を依然として払拭できていないことから、新たな立地が困難な状況にあります。</p> <p>そこで、周辺の住民や生活環境等に配慮した産業廃棄物処理施設の適正な整備と施設の維持管理のあり方等について、必要な検討を行います。</p>	<p>廃棄物処理施設の設置等が適正かつ円滑に行われるよう、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の一部改正を行いました。</p> <p>廃棄物処理施設の整備について、専門家を交えた勉強会を開催し、周辺住民の不信、不安を払拭できる制度の検討を行いました。</p> <p>また、産業廃棄物処理施設の設置許可の基準の明確化等について国に対し要望を行いました。</p>	<p>法令・指導要綱による産業廃棄物処理施設の設置許可手続・事業者への指導等を通じ、周辺的生活環境等に配慮した産業廃棄物処理施設の整備・維持管理を図っているところですが、制度運用におけるより一層の円滑化・適正化を図るための検討を行いました。</p> <p>廃棄物処理施設の整備について、専門家を交えた勉強会を開催し、周辺住民の不信、不安を払拭できる制度の検討を行いました。</p>
関係課: 廃棄物指導課、資源循環推進課	取組評価: ○	取組評価: ○

3 産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の検討		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>産業廃棄物処理施設や廃棄物の資源化施設の整備については、民間事業者による整備が基本ですが、適正な処理や資源化が困難なものや民間事業者では設置が困難な施設等については、行政が関与した整備も一つの選択肢となります。</p> <p>現在、公的関与の施設として財団法人千葉県まちづくり公社が運営する最終処分場がありますが、特に立地が困難な最終処分場については、今後残余容量が不足する事態も想定されます。</p> <p>そこで、長期安定的な処理施設の確保を図る観点から、必要な廃棄物処理施設を確保するための一つの手法として、廃棄物処理施設における公的関与のあり方について、必要な検討を行います。</p>	<p>行政による廃棄物処理施設の公的関与のあり方について、廃棄物処理施設の適正な設置に関する検討と併せて有識者との勉強会において検討を行いました。また、他都道府県の状況等について、情報収集を行いました。</p> <p>・有識者との勉強会 2回開催</p>	<p>他都道府県の公的関与の処分場の設置・運営状況について、ホームページ等から情報収集を行いました。</p>
関係課：資源循環推進課	取組評価：△	取組評価：△
4 産業廃棄物の広域移動の実態把握と対策の検討		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>大量の産業廃棄物が本県に集まってくることは、産業廃棄物処理施設周辺地域における生活環境への影響が懸念され、また、最終処分場の残余容量の減少につながる懸念もあることから、今後の本県における廃棄物処理に影響を及ぼすおそれも考えられます。一方で、県内で発生した産業廃棄物が県外に流出することもあり、その場合には流出先都道府県で、本県と同様の問題を抱えることとなります。</p> <p>そこで、産業廃棄物の広域移動の実態把握や産業廃棄物の流出入に対する広域的な対策について、関係団体等の意見を聴きながら必要な検討を進めます。</p>	<p>県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱に基づき、県外産業廃棄物を県内で埋立処分する際の事前協議、中間処理を行う場合の事前届出等を実施させ、産業廃棄物の適正な処理の推進と最終処分場の確保を図りました。</p>	<p>県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱に基づき、県外産業廃棄物を県内で埋立処分する際の事前協議、中間処理を行う場合の事前届出等を実施させ、産業廃棄物の適正な処理の推進と最終処分場の確保を図りました。</p> <p>また、指導要綱の一部改正を行い、中間処理による届出制については廃止し、マニフェスト制度を活用して、処理業者から毎月処分実績を求める制度に改めました。</p>
関係課：廃棄物指導課	取組評価：△	取組評価：○

5 建設廃棄物の発生から処分までの一元管理の推進		
施策内容	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>建設廃棄物は、建設リサイクル法の施行により再生利用率が向上したものの、依然として不法投棄される事例が見受けられるなど、適正処理の徹底を引き続き進める必要があります。</p> <p>この場合、発生から処分までの一連の流れを管理することは資源の有効利用や不適正処理の未然防止につながるため、発生から処分までを一元的に把握する仕組みづくり等について検討を進め、必要に応じて国等への働きかけを行います。</p>	<p>廃棄物の処理状況に関する情報と建設リサイクル法に基づく届出情報を、環境部局と建設部局で共有化し、合同立入検査や解体後の再資源化状況の確認を行うなど、建設廃棄物の発生から処分までの流れを一元的に管理する仕組みを検討するとともに、建設廃棄物の不法投棄を防止するため、解体工事等から処分に至る廃棄物の流れを総合的に管理するための制度導入を国に要望しました。</p>	<p>建設廃棄物の発生から再生利用を含む処分までの流れを総合的に管理する仕組みを構築するため、建設リサイクル法と廃棄物処理法の連携を図り、廃棄物処理費用を事前に徴収し、処理の際に確実に資金が供給される供託制度の導入を図ること等を、国に対し働きかけを行いました。</p>
関係課：資源循環推進課	取組評価：○	取組評価：○
6 産業廃棄物に関する統計情報等の活用による実態把握方法等の検討		
施策内容	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>産業廃棄物の減量化や資源化の現状把握の方法として、現在多量排出事業者からの報告書や事業者へのアンケートなどをもとにして産業廃棄物の発生量や排出量等を推計しているところですが、より正確な排出量の把握や連続性の確保を図るため、極力推計を排除することが望ましいところです。</p> <p>そこで、多量排出事業者からの届出や産業廃棄物処分業者の実績報告などの既存統計資料をもとに、産業廃棄物の排出量や処理の状況に関するより正確な実態を把握する方法等について、必要な検討を行います。</p>	<p>21-22年度に多量排出事業者実績報告・処理業者処理実績報告・管理票報告（以下、千葉県行政報告データ）の電子データをシステム化する作業を行いました。</p> <p>この作業によりシステムの整備が一区切りついたため、23年度は産業廃棄物に関する県の公表値と本システムの値との整合性をとるための解析を行いました。</p> <p>その結果、千葉市を含むデータの補足率がほぼ9割を超え、誤差となる要因を絞りこむことができました。</p>	<p>23年度までの結果は船橋市・柏市のデータが含まれていないことから、千葉市も含む3市に対して正式にデータ提供の依頼を行い、誤差要因の一つを解決すべく検討を行いました。</p> <p>（参考） 21年度、22年度 法定実績報告を用いて産業廃棄物の発生・中間処理・最終処分の流れを把握するシステムの構築を実施</p>
関係課：資源循環推進課、環境研究センター	取組評価：○	取組評価：○

7 地域の実情に応じた施策や制度の実施に関する国への提案・要望

施策内容	23年度取組状況	24年度取組状況
<p>適正な廃棄物処理を進める上で、現在の法令や国の制度の中では対応が困難なものも想定されます。</p> <p>そこで、地域の実情に応じた廃棄物の適正処理を進める上で、新たな施策や制度が必要と考えられる場合には、必要な制度改正や予算確保などについて、国等に対して提案・要望を行います。</p>	<p>廃棄物の適正処理を進める上で緊急かつ重点的に国へ提案・要望していく必要のある重要事項を取りまとめ、6月に提案・要望を実施しました。</p> <p>また、九都県市首脳会議からも、制度改正や予算確保などの要望を11月に実施しました。</p>	<p>廃棄物の適正処理を進める上で緊急かつ重点的に国へ提案・要望していく必要のある重要事項を取りまとめ、6月に提案・要望を実施しました。</p> <p>また、九都県市首脳会議からも、制度改正や予算確保などの要望を11月に実施しました。</p>
<p>関係課：資源循環推進課</p>	<p>取組評価：○</p>	<p>取組評価：○</p>